

第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援新制度に基づくサービスを円滑に提供するため、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めた「第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年）まで）。以下、「第3期計画」という。）を策定し、子育て家庭のニーズを踏まえた施設や事業の整備を進めます。本計画は、子どもの保護者、関係団体の代表者、学識経験者等で構成する八尾市子ども・子育て支援事業計画策定部会での審議を踏まえ策定します。

1. 計画の内容について

（1）「教育・保育給付」に関すること

質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や引き続き待機児童の解消を図るため、認定こども園等を利用する「施設型給付」や、小規模保育等を利用する「地域型保育給付」を活用し、子ども一人ひとりの育ちや保護者の就労状況等にあった教育・保育給付を提供するための量の見込み及び提供体制の確保方策。

（2）「地域子ども・子育て支援事業」に関すること

在宅の子育て家庭を含む、すべての子どもや子育て家庭への支援を充実するため、市町村が地域の実情に応じて実施する事業（「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」など）のサービスを提供するための量の見込み及び提供体制の確保方策。

【計画策定にあたって協議・検討する事項】

過去の人口増減をもとにした将来の「児童数」や、アンケート調査等により把握する「利用希望率」から各事業の「量の見込み」を算出し、そのうえで量の見込みに対応するために必要な「確保方策」を検討します。

各用語の概要は、以下のとおりです。

『**児童数**』・・・過去の人口増減の変化率（人口推計）をもとに算出された児童数等の見込み値。

『**量の見込み**』・・・児童数等に利用希望率等を乗じて算出された当該サービスを必要とする人数。

『**確保方策**』・・・当該サービスを提供するために必要な人数枠等。

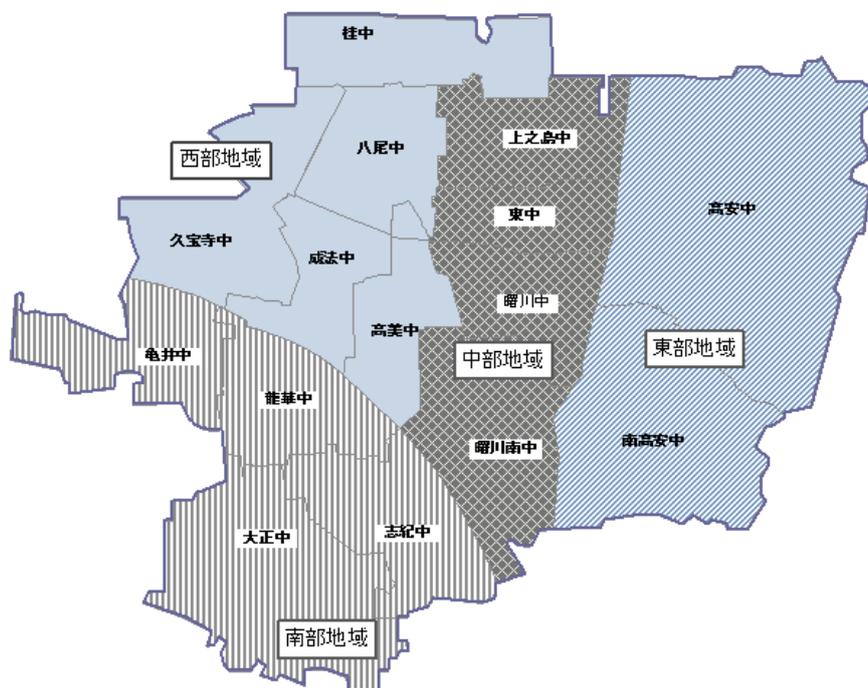
（例：教育・保育給付の確保方策⇒認定こども園等各施設の利用定員の合計値）

2. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法及び国の基本指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、中学校区や行政区単位等、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めるものとされています。

第3期計画における「教育・保育提供区域」については、現行計画の区域設定が児童数や施設整備状況等から、以下の4区域を継続します。

【教育・保育提供区域】



地域区分	中学校区	小学校区	地域区分	中学校区	小学校区	
西部地域	成法中学校	八尾小学校	中部地域	上之島中学校	山本小学校	
		安中小学校			上之島小学校	
	八尾中学校	用和小学校		曙川南中学校	曙川中学校	曙川小学校
		長池小学校				刑部小学校
	久宝寺中学校	久宝寺小学校				曙川東小学校
	桂中学校	美園小学校		東中学校	東中学校	高安西小学校
		桂小学校				東山本小学校
高美中学校	北山本小学校	西山本小学校				
	高美小学校					
高美南小学校						
東部地域	高安小中学校		南部地域	亀井中学校	竹淵小学校	
		南高安中学校			南高安小学校	亀井小学校
					龍華中学校	龍華小学校
				大正中学校	大正中学校	永畑小学校
						大正小学校
		志紀中学校	志紀中学校	大正北小学校		
				志紀小学校		